

自衛隊員の再就職等規制

1. 他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制

現職の隊員は、企業等に対する**他の隊員・OBについての再就職に係る依頼、情報提供等が禁止**されます(一部例外あり)。

(誰か紹介してほしいって言っているしな...) OBのAさんが、次の仕事を探しているみたいです。【再就職させる目的で情報提供】

Bさんが退職するので待遇の良いポストないですかね？【再就職させる目的で情報提供依頼】

部下のC士長が任期満了退職するので、雇ってもらえませんか？【再就職の要求・依頼】



現職の隊員



企業等の方

- 規制に違反して再就職の依頼等を行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為等の見返りに再就職の依頼等を行った場合、3年以下の懲役の対象となります。

2. 在職中の利害関係企業等への求職の規制

現職の隊員は、**利害関係のある企業等に対する求職活動が禁止**されます(一部例外あり)。

(1億円の契約をしたな...)
3月に退職するのでどこか良いポストないですか。【再就職する目的で情報提供依頼】
3月に退職するので雇ってくださいね。【再就職の要求・依頼】



現職の隊員



利害関係企業等の方

- 規制に違反して求職活動を行った場合、懲戒処分の対象となります。
- 不正な行為をすること等の見返りとして求職活動を行った場合、3年以下の懲役の対象となります。

3. 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制

再就職した隊員OBは、離職後2年間、**元の職場への働きかけが禁止**されます(一部例外あり)。

うちの企業への処分を軽くしてくれないか？【OBによる元の職場への働きかけ】

まだ公示していない入札の情報を先に教えてくれ。【OBによる元の職場への働きかけ】



再就職した隊員OB



現職の隊員※

※ 現職の隊員は、隊員OBによる働きかけを受けた場合、防衛大臣等への**届出義務**があります。
届出を怠った場合には**懲戒処分**の対象に、不正な行為をした場合には**刑事罰**の対象になります。

- 規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。
- 不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

※例示した発言は、それぞれ再就職等規制違反の対象となります。

※違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

お問い合わせ先：電話:03-3268-3111(代表) (全般)人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室(内線23584)

(援護)人事教育局人材育成課援護企画室(内線23645) (事務官等)大臣官房秘書課(内線20205)

(陸自)陸上幕僚監部募集・援護課(内線40297)

(海自)海上幕僚監部援護業務課(内線51286)

(空自)航空幕僚監部援護業務課(内線60321)

(防衛装備庁)長官官房人事官付(内線35162)

再就職等規制全般

企業等は、隊員・隊員OBを雇用することはできないのですか。

再就職等規制は、隊員・隊員OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。

隊員・隊員OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は隊員OBを雇用することが可能です。

1 他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制

営利企業等に再就職の要求や依頼をすることなく、単に他の隊員・隊員OBの情報を提供するだけの行為であっても規制の対象となりますか。

再就職させることを目的として、隊員が、他の隊員・OBの情報を提供すれば、再就職の要求や依頼をしなくても規制の対象となります。

若年定年等隊員の再就職を支援する援護業務も、規制の対象となり禁止されるのですか。

他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制の例外として、自衛隊法第65条の2第2項において、防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員(定年年齢が60歳未満の自衛官(※))の再就職を援助する行為は規制の適用から除外されています。

※任用期間を定めて任用されている自衛官(任期制自衛官)を含む。

再任用隊員や任期付隊員も再就職依頼・情報提供の規制の対象となりますか。

再任用隊員(短時間勤務を含む。)や任期付隊員(※)であっても規制の対象となります。したがって、隊員がこれらの隊員の再就職を依頼することや、これらの隊員が他の隊員の再就職を依頼するなどの行為は禁止されます。

※高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有し、任期を定めて採用された自衛官以外の隊員

隊員OBに再就職先を紹介してもらうことは、規制の対象となり禁止されるのですか。

隊員OBに再就職先を紹介してもらうこと自体は、規制の対象とはならず、禁止されません。ただし、隊員OBからの紹介に現役の隊員が関与している場合は、当該現役の隊員は、規制の対象となります。

なお、紹介された企業が利害関係企業等に当たる場合は、その企業等に対して現役中に求職活動を行うことは、禁止されることとなります。

2 在職中の利害関係企業等への求職の規制

在職中の利害関係企業等への求職の規制は、全ての隊員が対象となるのですか。

本省係長級以下の隊員は対象となりません。したがって、事務官等では、行政職(一)4級(相当級を含む。)以下の隊員、自衛官では、1尉以下の隊員が行う場合については、在職中の利害関係企業等への求職の規制の対象となりません。

利害関係企業等から、自身の知識経験を必要とされている場合でも、求職活動できないのですか。

高度の専門的な知識経験を有する隊員の利害関係企業等に対する求職活動が、公務の公正性に支障が生じないと若年定年等隊員にあっては防衛大臣が、一般定年等隊員(事務官等、定年年齢60歳以上の自衛官(※))にあっては内閣府再就職等監視委員会が認めた場合には、求職活動を行うことが可能となります。

※将補以上の階級にある自衛官、医師・歯科医師・薬剤師である自衛官、警務・音楽・一部の情報職種自衛官

3 再就職者による依頼等(働きかけ)の規制

どのような働きかけが禁止されるのですか。

再就職者の再就職先である営利企業等との間の契約や処分等の事務で、在職中に自ら決定したのものに関する働きかけは、期限の定めなく禁止されるほか、離職前5年間に在籍した局等組織(※)の職員等に対する働きかけは、離職後2年間は禁止されます。なお、在職中のポストにより、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。

※ 防衛省本省の官房又は局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、陸自の部隊及び機関、海自の部隊及び機関、空自の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局、防衛装備庁

働きかけ規制の対象とならない場合について教えて下さい。

次の場合については、働きかけ規制の対象にはなりません。

- ① 防衛省からの委託等を受けて行う業務を遂行するために必要な場合、国の事務・事業と密接な関連を有する業務として政令で定める独立行政法人・特殊法人等の業務を行うため必要な場合
- ② 法令・防衛省との契約に基づき権利を行使し義務を履行する場合、防衛省の処分により課された義務を履行する場合、法令違反を是正する場合
- ③ 法令に基づき防衛省に対して申請・届出を行う場合
- ④ 一般競争入札による契約を締結するため必要な場合
- ⑤ 法令又は慣行により公開(が予定)されている情報の提供を求める場合
- ⑥ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、公務の公正性の確保に支障が生じないものとして、若年定年等隊員にあっては防衛大臣の、一般定年等隊員にあっては再就職等監視委員会の承認を受けた場合